

添付法令資料 3 :

銀行の財務報告の誠実性に関する2024年10月2日付インドネシア共和国
金融サービス庁規則No. 15 (目次)
同月9日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 銀行の財務情報及び財務報告の作成 (第 2 条ないし第 7 条)
- 第 3 章 財務報告プロセスにおける取締役会、コミサリス会、監査委員会の義務及び責任 (第 8 条ないし第 12 条)
- 第 4 章 財務報告プロセスにおける株主及び関連当事者の立場 (第 13 条ないし第 15 条)
- 第 5 章 金融サービス庁に対する情報及び報告の提出 (第 16 条ないし第 18 条)
- 第 6 章 雑則 (第 19 条)
- 第 7 章 経過規定 (第 20 条及び第 21 条)
- 第 8 章 終則 (第 22 条)